

(健Ⅱ574F)

令和4年2月24日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた
接種体制の準備について（その4）

「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その3）」令和4年2月21日付(健Ⅱ563F)をもって、貴会宛てご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より、各都道府県衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

本事務連絡は、小児（5歳～11歳）への接種体制の確保に係る経費についても新型コロナウイルス接種体制確保事業の対象となるため、具体的な対象経費の例及び同接種に係る副反応への対応についてご留意いただきたい事項をご連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてよろしくお願い申し上げます。

(参考)

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施・市町村実施）の上限額の考え方等について」（令和3年3月9日付）（健Ⅱ540F）（地554）

「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について」（令和3年2月5日付）（健Ⅱ473F）

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 21 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた
接種体制の準備について（その 4）

5 歳以上 11 歳以下の者（以下「小児」という。）への新型コロナワクチン接種については、「5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」（令和 3 年 11 月 16 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）、「5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その 2）」（令和 4 年 1 月 27 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その 3）」（令和 4 年 2 月 14 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において接種体制の準備を進めていただけてきました。

今般、小児への新型コロナワクチン接種を開始するに当たって、特に、新型コロナウイルス接種体制確保事業の活用及び副反応への対応について留意いただきたい事項を、下記の通りお知らせいたします。各都道府県及び市町村（特別区を含む。）におかれましては上述の事務連絡 3 件及び本事務連絡に基づいて、小児への接種体制について必要な準備及び更なる拡充を進めていただくとともに、関係機関への周知をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス接種体制確保事業の活用について

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施・市町村実施）の上限額の考え方等について」（令和 3 年 2 月 1 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「上限額事務連絡」という。）において、万全の接種

体制を確保するために、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の対象経費等をお示ししている。

もとより、接種体制の確保に係る経費は当該事業の対象となるが、小児への接種体制の確保に対応するにあたっては、以下のとおり上限額事務連絡の内容を具体化し、小児への接種に係る具体的な対象経費の例を補足してお示しする。これらを参考にしつつ、地域の実情を踏まえ、小児への接種体制の準備及び更なる拡充に取り組むこと。

【小児への接種に係る具体的な対象経費の例の補足】

① 接種の実施体制の確保に必要な経費

⇒例：自治体の体制確保、コールセンター 等

（補足）自治体における保護者等からの事前の相談対応などにかかる経費も対象となる。

③ 医療機関等との協働によりきめ細かい接種体制を構築するために必要な経費

⇒例：接種体制の構築のために必要となる医療機関や医療従事者に対する支援に要する経費、接種実績の報告等に伴う医療機関等におけるかかり増し経費 等

（補足）保護者に対するワクチンの有効性・安全性や接種後に通常起こり得る症状への対処方法等の丁寧な説明や相談対応、本人に対する年齢等に応じたわかりやすい説明、接種介助、母子健康手帳への記入、同行した子どもの世話等、小児接種のために増大する医療機関の業務に配慮して必要となる医療機関や医療従事者に対する支援に要する経費も対象となる。

2. 副反応への対応について

新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築については、「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について」（令和3年2月1日付け健健発 0201 第2号厚生労働省健康局健康課長通知）により、各都道府県に対し、専門的な医療機関を円滑に受診できる体制を確保するよう医療機関に協力依頼を行うことや、住民からの相談に対応できる体制を整備することについて依頼しているところである。

小児への新型コロナワクチン接種の開始後も、当該課長通知に基づき引き続き適切な体制の確保が求められるが、各都道府県にあっては、特に小児への接種

に当たって次に掲げる事項に対応できることを改めて確認の上、必要に応じ、専門的な医療機関の見直し等について検討すること。

- ① 被接種者たる小児の保護者からの副反応に係る相談に対応可能な体制の確保
- ② 被接種者たる小児の副反応に対応可能な医療提供体制の確保
- ③ 被接種者たる小児の副反応事例に対応するための関係機関の連携体制の構築

なお、上の①～③に基づき見直し等に伴って必要となるワクチン接種後の副反応等に対応する医療体制の確保のための経費についても、従前のおり新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施分）の対象となる。